



2021年3月8日

各位

会社名 株式会社よみうりランド
代表者名 代表取締役社長 溝口 烈
(コード番号 9671 東証第1部)
問合せ先 常務取締役総務、広報担当 小林 道高
(TEL. 044-966-1131)

【訂正】「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

2021年2月3日に公表いたしました「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」に一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には、下線を付して表示しております。

記

【訂正の内容】

(訂正前)

I. 株式併合について

2. 株式併合の要旨

(2) 株式併合の内容

(中略)

③ 減少する発行済株式総数

7,684,066株

④ 効力発生前における発行済株式総数

7,684,072株

(注) 当社は、本取締役会において、2021年3月24日付で自己株式668,130株(2021年1月7日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

6株

(訂正後)

I. 株式併合について

2. 株式併合の要旨

(2) 株式併合の内容

(中略)

③ 減少する発行済株式総数

7,684,065株

④ 効力発生前における発行済株式総数

7,684,072株

(注) 当社は、本取締役会において、2021年3月24日付で自己株式668,130株(2021年1月7日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

7株

(訂正前)

II. 単元株式数の定め廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要性がなくなることによるものです。

(訂正後)

II. 単元株式数の定め廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要性がなくなることによるものです。

(訂正前)

III. 定款一部変更について

1. 定款変更の目的

(中略)

(2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合

には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第9条乃至第11条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

(訂正後)

Ⅲ. 定款一部変更について

1. 定款変更の目的

(中略)

(2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第9条乃至第11条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

以 上